

法人会の事業に ご参加下さい

(税務研修会・異業種交流会など)

平成26年4月1日 発行

公益社団法人玉川法人会月刊情報誌 **たまでんBOARD** Vol.152
通巻252号

『たまでんBOARD』は、エコマーク認定の再生紙を使用しています。

4月の行事予定

7(月)	女性部役員会	10:00	玉川冷凍産業協会講堂
	第3支部役員会	16:00	尾山台商栄会事務局
	第7支部苔玉教室打合せ	18:30	未定
8(火)	総務委員会	18:00	玉川ボランティアビューロー
	組織委員会	18:30	法人会事務局
	青年部会全体会議	19:00	玉川町会会館
	★第11支部話し方教室	18:00	ピラタス
9(水)	第6支部活動報告会	18:00	維新號
10(木)	全国女性フォーラム香川大会	14:00	サンポートホール高松
11(金)	源泉部役員会	16:00	法人会事務局
	税制委員会	18:30	法人会事務局
	“TAMAGAWA絆PROJECT” 感謝の集い	18:00	鎌倉山
16(水)	女性部役員会	10:00	玉川区民会館
	女性部活動報告会	13:30	玉川区民会館
	★女性部会税務研修会	14:10	玉川区民会館
	★第12支部税務研修会・活動報告会	18:30	玉川区民会館
17(木)	委員長・部会長会議	18:30	法人会事務局
21(月)	★決算法人説明会	13:30	玉川税務署
	第8支部役員会	18:00	JA鎌田
	【たまでんBOARD 5月号原稿締切】		
22(火)	HPWG	10:00	
	★新設法人説明会	13:30	玉川税務署
	青年部会活動報告会	18:30	玉川区民会館
23(水)	正副会長会議	13:00	法人会事務局
	第1回理事会	15:00	玉川税務署
24(木)	第11支部役員会	12:00	桜新町商店街
	第10支部役員会	18:00	森建設
25(金)	源泉部役員会	13:00	玉川税務署
	源泉部活動報告会	14:00	玉川税務署
	源泉部研修会	15:30	玉川税務署
	広報委員会	18:00	法人会事務局
27(日)	★第11支部桜新町桜祭り	10:00	

5月の行事予定

11(日)	わんぱく相撲世田谷大会	10:00	世田谷区立総合運動場体育館
14(水)	女性部役員会	11:00	玉川区民会館
	女性部支部長会	13:30	玉川区民会館
18(日)	世田谷緑化祭り	10:00	大蔵運動場
20(火)	【たまでんBOARD 6月号原稿締切】		
26(月)	広報委員会	18:00	法人会事務局

4月・5月の行事予定は3月25日現在のものです

★印は一般の方も参加できる行事です

お問い合わせは下記の玉川法人会事務局まで

目次

4月・5月の行事予定	1
理事会・委員会・支部 活動報告	2
新入会員のご紹介	4
全国法人会総連合からのお知らせ	4

お問い合わせ

発行人／公益社団法人玉川法人会 会長 阿部友太郎
編集／公益社団法人玉川法人会 広報委員会
事務局●東京都世田谷区玉川2丁目1番15号
TEL 03-3707-8668 FAX 03-3707-4992

<http://www.tamagawa.or.jp/>

玉川法人会 検索

E-mail:tamagawa@blue.ocn.ne.jp

理事会・委員会・支部 活動報告

研修委員会

研修会

日 時 3月7日(金)
 研修会 18:30~
 意見交換会 19:40
 場 所 玉川区民会館 4階第1集会室
 出席者 34名
 演 題 「2014年大胆予想！消費税増税で日本
 経済はどうか？」
 あなたの会社は大丈夫か
 - 転ばぬ先の杖 -

講 師 野村證券(株) 自由が丘支店
 ファイナンシャル・アドバイザー課
 課長代理 平野 真弓 様



講師の平野真弓様

第6支部

公益事業 ITスキルセミナー 自分のiPadで読書生活をしよう！

日 時 3月5日(水) 13:00~14:30
 会 場 玉川町会会館
 出席者 14名
 あいにくの雨模様でしたが、皆さんご自分のiPadやiPhoneをお持ちになり、鈴木準之助支部長ご挨拶の後、和やかにスタートしました。



iPadやiPhoneで楽しく学びました

iPadなどのタブレットやスマートフォンは、今話題になっている作品をランキングですぐに検索できるのも魅力です。古典や名作を無料でダウンロードして楽しんだり、興味のある本を効率よく探すことができました。有料のものも試し読みができるので、本屋さんに行く時間がなくても話題作をさらっと読んでおけば会話のネタにもなります。

これから伊勢神宮に旅行予定のお友達グループの方々は、「ちょうどよい無料のガイドブックを見つけた！」と喜んでくださいました。今回講師を務めさせていただきましたが、大学でふだん行っている授業のように皆さまが新たな知識を得られたようでホッとしました。

平成26年度も2回予定しています。どうぞご期待ください！

(第6支部 広報委員 江口響子)

第9支部

ボウリング大会・懇談会

日 時 2月18日(火)
 会 場 世田谷オークラボウル
 出席者 22名
 2月18日(火)第9支部恒例のボウリング大会が

世田谷オークラボウルにて開催されました。また第2部として場所を用賀商店街に移し、22名で懇談会を行いました。ボウリング大会の参加者は9名。3チームに分かれてゲームスタート。2ゲームのトータル

スコアで競い、筆者の上田が優勝させていただきました！

第2部会場は「テアトロパッシオーネ (TEATRO PASSIONE)」さん。気軽に入れるピッツェリアとして地元でも人気のお店です。



ボウリング大会に参加の皆さん

美味しいイタリアンをいただきながら、会場は笑顔いっぱい。大嶽支部長より一人ひとりユーモアのある部会員の紹介があり、そして新入会員さんのご紹介へと進みました。また未入会だけど検討中…という方が多数お越しになったことも、今回の収穫。(大嶽支部長、高山さん他皆様お声掛けに感謝しております) 最後には地元、第9支部を盛り上げて行こう！と、心をひとつにみなさんととてもよい時間を過ごすことができました。

ほぼ全員にお花がプレゼントされ(神山さんにご手配いただきました。ありがとうございます) おひらきに。次回もたくさんのご参加をお待ちしています！

(第9支部 広報委員 上田恭子)

女性部会

幹事会・講演会

日 時 3月6日(木)
 幹事会13:00～ 講演会14:10～
 場 所 玉川区民会館 4階第1集会室
 出席者 47名
 議 題 1. 平成26年度事業計画
 2. 平成25年度の反省
 3. その他
 演 題 女性特有 がんの早期発見
 講 師 医学博士 青山キヨミ 様



熱心に聞きいる女性部会の皆さん

税に関する絵はがきコンクール

3月10日に開催されました東法連女性部会連絡協議会において、平成25年度税に関する絵はがきコンクール受賞作品の発表がありました。

その結果、当会出品作が「全法連女連協会長賞」を受賞しました。

東法連全応募作品から、7点が選ばれその中

から本日発表された次第です。

東法連で、平成25年度NO.1の作品です。

この作品は4月10日開催の全国女性フォーラムで、全国大会に出品されます。

受賞された作品は、玉川法人会女性部会長賞の、「尾山台小学校6年2組小池涼さん」の作品です。



玉川法人会の作品が東法連でNO1に選ばれました

新入会員ご紹介

随時、新入会員の方をご紹介させていただきます。

第6支部

会社名：有限会社 土井企画（遊家）
 代表者：土井 郁夫（ドイ イクオ）
 会社住所：川崎市宮前区南平台14-10-305
 電話：044-976-6668
 F A X：044-976-6668
 E-mail：d190@pu3.fiberbit.net
 ホームページ：http://www.doi-kikaku.com
 業務内容：美味しい焼き鶏・新鮮な魚・旬のお料理・
 厳選された地酒

溝の口に本店を構えて20
 余年、地元の方々に多くの
 指示を頂き3年前にここ二
 子玉川に3号店を出店する
 ことができました。地域の
 皆様に愛される店作りを目
 指し精進の日々です。ご来
 店頂ければ、遊家のこだわ
 りに共感して頂けることに
 思います。



第10支部

会社名：社会福祉法人世田谷共育舎
 代表者：渋谷 峰夫（シブカワ ミネオ）
 会社住所：世田谷区用賀1-2-2
 電話：03-5707-4700
 F A X：03-5707-4800
 E-mail：nano.ns@siren.ocn.ne.jp

ホームページ：http://nanohana.ed.jp/
 業務内容：H10年より世田谷区内で認可保育園を運
 営しています。「共に育て、共に育ちあい、地域と
 の共生を図る」を法人理念とし、子育てを通してそ
 れに関わるすべての人が共に成長していくことを目
 指しています。いつでも子どもたちの笑い声のひび
 く温かな保育園です。

消費税期限内納付 推進運動実施中！

消費税の
期限内納付を
忘れずに。

- 消費税は消費者からの預かり金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

消費税には
申告・納付期限^{※1}が
あります。

申告・納付には
e-Taxが
利用できます。

個人事業者の方は
振替納税も
利用できます。

- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^{※2}に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の確定消費税額 ^{※2}	申告・納付回数
4,800万円超	年12回（確定申告1回、中間申告11回）
400万円超4,800万円以下	年4回（確定申告1回、中間申告3回）
48万円超400万円以下	年2回（確定申告1回、中間申告1回）
48万円以下	年1回（確定申告1回）

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヶ月以内、個人事業者は翌年1月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

※2 地方消費税を課さない半額額をいいます。

法人会

納税も、e-Taxで!! ダイレクト納付が便利です。

26年4月分の源泉所得税の納付期限	26年5月12日（月）
26年2月決算法人の確定申告期限・納付期限	26年4月30日（水）
26年8月決算法人の中間申告（予定申告）期限・納付期限	26年4月30日（水）
消費税の中間申告期限・納付期限	26年4月30日（水）

26年5月決算法人の第3四半期分、26年8月決算法人の半期分・第2四半期分、26年11月決算法人の第1四半期分

消費税の、
期限内納付を
お願いいたします。